令和７年度版

就学相談のごあんない

就学相談とは・・・

小・中学校への就学（入学）に際し、お子さまの気になる様子や行動が見られるなど、保護者の方が心配されていることについて、どのような教育環境が必要なのか、どのような支援をしていくことが良いのかを保護者の方と共に考えるものです。

関係機関と連携を図った上で、医師や心理師などの専門家が話し合いを行い、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を行える「学びの場」を検討します。

就学相談では、学校見学や体験ができるほか、お子さまとの関わりの中で大切にしてきたことやご家庭などで取り組まれてきたことを就学（入学）する学校へ引継ぐことができます。

相談には、多くの時間が必要となります。保護者の方のお気持ちやご予定を踏まえ、ご負担なく進めることができるよう、お早めにご相談ください。

町ホームページ

瑞穂町教育委員会

瑞穂町教育委員会（瑞穂町役場）
教育部 教育指導課 指導係（庁舎３階１６番窓口）
所在地：瑞穂町大字箱根ケ崎２３３５
電　話：０４２－５５７－６６９４（直通）

相 談 の 進 め 方

① 申込み

瑞穂町教育委員会教育指導課指導係（直通電話：０４２－５５７－６６９４）へご連絡ください。

お子さまの就学について、ご心配なことなどをお伺いします。

また、面談を行うにあたり、窓口にお越しいただく日程を調整します。

② 就学相談の説明

保護者の方のご希望を踏まえ、就学相談や必要な書類、心理検査などについてご説明します。

③ 心理師による聞き取り面談（上記②と同日）

心理師が現在のお子さまの様子、発育の様子、保護者の方の願いなどについて聞き取りを行います。

当日は、母子健康手帳をご用意ください。

瑞穂町教育委員会（教育指導課）は、在籍する園や学校へ生活状況などの情報提供を依頼します。

また、必要に応じて園や学校を訪問します。

④ 医療機関への受診及び発達・心理検査の実施

就学先を検討するにあたり、医療機関への受診や発達・心理検査の実施をしていただきます。

⑤ 学校見学・体験

特別支援教室、特別支援学級、都立特別支援学校の見学・体験を通して、特色などについて理解を深めていただきます。

⑥ 就学支援委員会による面談及び行動観察

医師、校長、特別支援学校教員、特別支援学級教員、特別支援教育コーディネーターなどで構成する就学支援委員会において、保護者面談及びお子さまの行動観察などを実施します。

※委員会の資料として、医師診察記録（お子さまの実態などを踏まえた医師の所見が記載されている書類）や学校の見学・体験が必要となります。

⑦ 意見の伝達

就学支援委員会の意見を踏まえて検討した支援方法や教育環境などを保護者の方へお伝えします。

⑧ 就学先の決定

意見などを十分に踏まえ、保護者の方に就学先を決定していただきます。

瑞穂町教育委員会（教育指導課）へご報告ください。

都立特別支援学校へ就学する場合は、就学相談にて作成した就学支援ファイルを瑞穂町教育委員会から東京都教育委員会へ提出し、東京都就学相談への引継ぎを行います。

⑨ 就学後の相談・支援

お子さまの能力や可能性を最大限に伸ばすためには、ご家族の協力が引き続き必要です。

医療機関などと継続的に相談を行い、支援に向けた連携をお願いします。

相　談　の　流　れ

申込み → 初回面談 → 学校見学・体験 医療機関への受診 → 就学支援委員会 → 意見の伝達 → 就学先の決定（1月末まで）

受付開始　令和７年３月１７日（月）
申込期限　令和７年７月３１日（木）
※医療機関への継続受診がある場合：令和７年１０月３１日（金）

医療機関への受診予約が、数か月後となる場合があるなど、相談には、多くの時間が必要となります。
お早めのお申込みをお願いします。なお、期限を過ぎてのお申込みをご希望される場合は、ご相談ください。

一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を行える「学びの場」を検討するための協議を行う委員会です。
令和７年７月から令和８年１月までに複数回実施します。
医師診察記録など、委員会に参加する上で必要となる書類が整った方から、ご都合の良い回に１度ご参加いただきます。
令和７年１１月２８日（金）までに参加または不参加のご意向をお決めの上、就学相談担当者へお伝えください。

学　校　案　内

【特別支援教室】　※教科学習や補習指導は行いません。

各小中学校に設置されています。情緒面や行動面において、困っていることや苦手なことなどがある児童・生徒に対し、一人ひとりに合った指導・支援を行うための教室です。通常の学級に在籍し、決められた時間のみ、校内にある特別支援教室で指導を受けます。

【知的障がい特別支援学級】

知的発達の遅れがある児童・生徒に対し、一人ひとりの実態に応じた指導・教育を行うための学級です。少人数で学級を編制し、一人ひとりに合った内容の教科学習を行います。

◆ 瑞穂第一小学校　たんぽぽ学級　　◆ 瑞穂中学校　７組

【自閉症・情緒障がい特別支援学級】　※ 小学３年生から６年生を対象としています。

知的発達の遅れがなく、自閉症や情緒障がいなどにより、特別支援教室での指導では十分な成果を上げることが難しい児童に対し、一人ひとりの実態に応じた指導を行うための学級です。少人数で学級を編制し、学年相応の教科学習を行います。通常の学級に学びの場を移すことを目標としています。

◆ 瑞穂第四小学校　ひかり学級

【都立特別支援学校】

お子さまの障がいの状態に応じた、都立の特別支援学校があります。

＜ 瑞穂町近隣の都立特別支援学校 ＞

◆ 東京都立羽村特別支援学校（知的障がい）
◆ 東京都立村山特別支援学校（肢体不自由）
◆ 東京都立八王子盲学校　　（視覚障がい）
◆ 東京都立立川ろう学校　　（聴覚障がい）

都立特別支援学校に就学を希望される場合

町の就学相談終了後、１２月頃までに東京都教育委員会へ相談内容を引継ぐ必要がありますので、早い時期の相談申込みをお願いします。
東京都の就学相談として、東京都教育委員会や特別支援学校との面接などがあります。

就学パスポート

入学後の学習・生活を円滑にスタートするために就学パスポートをご活用ください。

「就学パスポート」は、お子さま一人ひとりが豊かで楽しく、充実した学校生活を送ることができるよう、お子さまとの関わりの中で大切にしてきたこと、ご家庭や在籍している園・学校で取り組んできたことなどを、就学する学校へ伝えるものです。

入学当初、これまでの環境や生活の変化に戸惑うお子さまも少なくありません。
お子さまについて、心配なことや伝えたいこと、学校生活に関する不安などがある場合は、「就学パスポート」をご活用ください。

利用を迷われる場合は、教育委員会や在籍している園・学校の先生などへご相談ください。

＜ 就学パスポートの取得方法 ＞

①在籍している町内の幼稚園・保育園など

②瑞穂町ホームページ

町ホームページにて、詳細や様式を確認できます。

教 育 相 談 室

お子さまとの関わりの中で生じる、お悩みや心配なことについて、お気軽にご相談ください。

教育相談室は瑞穂町教育委員会の公的な相談機関です。

お子さまの健やかな成長を支えるため、瑞穂町在住の学齢児童・生徒及び就学予定の幼児を対象に、心理師及び学校教育を専門とする相談員が教育上の相談に応じています。

相談の内容やご希望によって、心理検査の実施や医療・福祉機関のご案内も可能です。

＜ 相談内容例 ＞

友だちとのけんかが続いてしまっている。

お子さまの得意・不得意を知りたい。

学校に行くことをいやがる。

お子さまへの接し方に悩んでいる。

＜ 相談申込方法 ＞

ご相談は予約制となります。

お電話にてお申し込みの上、ご来室ください。
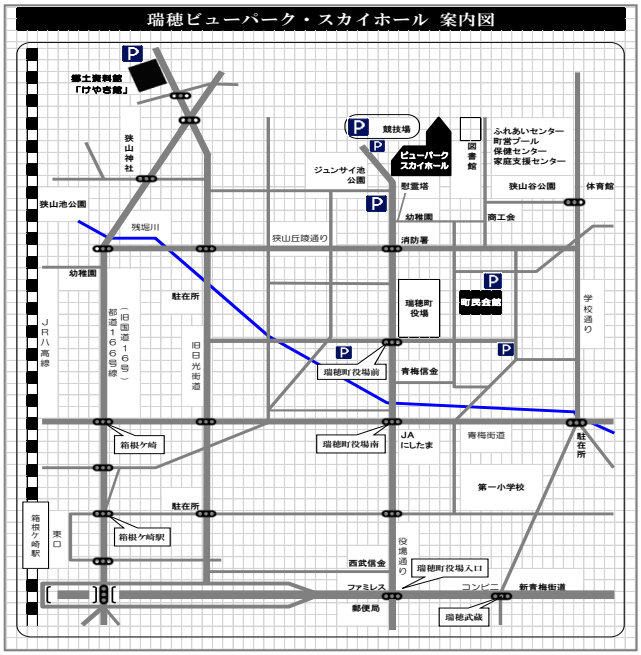
瑞穂町教育相談室
（瑞穂ビューパーク・スカイホール）
所在地：瑞穂町大字箱根ケ崎 2475 番地
電　話：０４２－５５７－０３１２